

高松港港湾計画書

— 改 訂 —

令和7年3月

高松港港湾管理者

香 川 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年10月 第8回地方港湾審議会
- ・平成 9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成10年11月 第9回地方港湾審議会
- ・平成16年 5月 第10回地方港湾審議会
- ・平成18年 3月 第11回地方港湾審議会
- ・平成23年 1月 第12回地方港湾審議会
- ・平成23年 9月 第13回地方港湾審議会
- ・平成23年11月 交通政策審議会第46回港湾分科会
- ・平成25年 3月 第14回地方港湾審議会
- ・平成27年10月 第15回地方港湾審議会
- ・平成29年 2月 第16回地方港湾審議会
- ・平成29年 3月 交通政策審議会第66回港湾分科会
- ・平成30年 5月 第17回地方港湾審議会
- ・令和 2年10月 第18回地方港湾審議会
- ・令和 3年 8月 第19回地方港湾審議会
- ・令和 5年 6月 第20回地方港湾審議会

の議を経た高松港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	公共埠頭計画	5
2	フェリー埠頭計画	7
3	旅客船埠頭計画	9
4	専用埠頭計画	10
5	水域施設計画	11
6	外郭施設計画	12
7	小型船だまり計画	13
8	マリーナ計画	15
9	臨港交通施設計画	16
IV	港湾の環境の整備及び保全	17
1	廃棄物処理計画	17
2	港湾環境整備施設計画	18
V	土地造成及び土地利用計画	19
1	土地造成計画	19
2	土地利用計画	20
VI	その他重要事項	21
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	21
2	大規模地震対策施設計画	23
3	港湾施設の利用	26
4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	27

I 港湾計画の方針

1. 高松港の現状と課題

高松港は、香川県の中央部よりやや東に位置し、四国と本州を結ぶ、海上交通の要衝として重要な位置にある。

高松港は天正 16 年(1588 年)に生駒親王が日本三大水城のひとつとして名高い高松城を築き、同時に内町港を築造したことに始まり、古くから本州との連絡拠点として栄えてきた。明治時代に入り、船舶の発達とともに港の重要性が増し、明治 30 年からの高松市による高松港の整備が本格的に始まり、大正 11 年には港の管理を市から県に移し、昭和 26 年に重要港湾に指定された。昭和 35 年には港湾計画が策定され、昭和 38 年には港湾区域を拡張し、弦打・香西・神在・生島の各地方港湾を包括した。

以降、昭和 41 年には関税法による開港に指定、昭和 44 年には植物防疫法による輸入指定、平成 10 年3月には家畜伝染病予防法による動物検疫指定と次々と機能の拡張が行われてきた。

また、瀬戸大橋、高松空港及び四国横断自動車道など高速交通ネットワークの形成が図られる中、平成 13 年には港湾機能と都市機能が一体となった「サンポート高松」が開港した。

現在、高松港は、四国の政治・経済・文化等の中心地域である高松市を背後に擁し、韓国、中国との間に定期コンテナ航路を有する国際物流拠点として、また、トラックドライバー不足への対応や本州や離島の生活や産業を支えるフェリー航路の拠点として、重要な役割を担っている。

令和4年における港湾取扱貨物量は、約 1,550 万トンであり、うちフェリー貨物量が約 870 万トン、外貿コンテナ貨物量が約 30 万トンである。

近年、本港を取り巻く状況は大きく変化しており、東アジア・東南アジア地域の急速な経済成長に伴い、貿易が拡大している中、今後、背後の高速交通ネットワークの充実と併せて、これらの地域との更なる交易の活発化が期待されていることから、外貿コンテナ貨物取扱機能の一層の強化が求められている。また、産業機械を輸送する自動車運搬船の大型化に伴う係留施設の不足によ

り、非効率な輸送を強いられていることから、外貿貨物取扱機能の強化が求められている。

他方、近年、臨海部に大規模な産業機械製造工場が立地する中、臨海部での企業立地の引き合いは強いものの、臨海部にはまとまった用地がないため、浚渫土砂等を活用して産業集積のための用地を確保し、地域経済の維持・発展に寄与する必要がある。

また、コロナ禍以降、我が国へのクルーズ船の寄港が順調に回復する中、交流・賑わいをもたらす、地域の活性化に資する大型のクルーズ船需要への対応も求められている。

さらに、様々な災害が激甚化・頻発化する中、高松港は本州・四国との間に多数の航路を有していることから、離島を含めた住民の生活の安全・安心の確保や産業の維持を図る必要がある。

また、気候変動による海面上昇及び高潮・高波リスクの増大が懸念されていることから、今後、気候変動による影響を考慮した港湾施設や海岸保全施設の整備が必要である。

そのほか、瀬戸内の良好な景観を活かした憩いの空間の創出への対応や、港湾の安全性の向上と効率的な利用を図るためのプレジャーボート等の適正な収容が求められている。

2. 高松港が果たすべき役割と目指すべき方向性

高松港を取り巻く社会経済情勢の変化や要請等を踏まえ、「アジアと繋がり、地域産業の持続的発展を支える港」、「海陸交通の要衝、快適で人々を惹きつける港」、「災害時の市民生活や企業活動を支える港」を目指し、2030年代後半を目標年次として、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

1) 地域産業の競争力強化につながる海上物流基盤の強化

- ①外・内貿コンテナ貨物の増加及びコンテナ船の大型化に対応するため、コンテナターミナルの物流機能の強化を図る。また、国際フィーダー航路の利用促進等に取り組み、阪神港への集貨及び阪神港に寄港する国際

基幹航路を利用した輸出入の推進を図る。あわせて、今後のトラックドライバー不足による輸送力低下等に対応したモーダルシフトの推進を図る。

②自動車運搬船の大型化に対応するため、国際物流ターミナルの外貿機能の強化を図る。

2) 浚渫土砂等を活用した産業用地の確保

①浚渫土砂等を適正に処分する海面処分場を確保するとともに、処分場を活用し、地域経済の維持・発展に資するための産業用地の確保を図る。

3) 既存施設の再構築とみなとまちの賑わい創出

①大型のクルーズ客船の受入れに対応するため、旅客船ターミナル機能の強化を図り、近接するサンポート高松や交通機能と一体となった更なる賑わい・交流空間の創出を図る。

4) 大規模地震・津波等への対応力強化と安全・安心の確保

①大規模地震発生等、災害時における物資の緊急輸送、住民の避難及び経済活動の維持に供するため、大規模地震対策の強化を図る。

②プレジャーボート等の安全かつ効率的な利用を図るため、小型船だまりの適切な収容及び機能の強化を図る。

3. 港湾空間の利用

以上の方針のもと、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

① 朝日地区は、物流関連・生産ゾーンとする。

② 玉藻地区及び西浜地区は、交流拠点・人流関連ゾーンとする。

③ 弦打地区及び香西地区は、生産・物流関連ゾーンとする。

④ 神在地区及び生島地区は、緑地レクリエーションゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（2030年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	50万トン (40万トン [6万 TEU])
	内 貿 (うちフェリー) (うち内貿コンテナ)	1,450万トン (860万トン) (130万トン [7万 TEU])
	合 計 (うちコンテナ)	1,500万トン (170万トン [13万 TEU])
船舶乗降旅客数		250万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 朝日地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

増大するコンテナ貨物需要及びコンテナ船の大型化に対応するため、外内貿コンテナ埠頭を次のとおり計画する。

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 330 m (コンテナ船用)
[新規計画]

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 200 m (コンテナ船用)
[既設の変更計画]

埠頭用地 9 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち 3 ha 既設) [既設の変更計画]

既設
水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 370 m
埠頭用地 4 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。

(2) 外貿埠頭計画

産業機械、鋼材、製材等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり変更する。

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 270 m [既設の変更計画]

埠頭用地 7 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (既設)

既設
水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m
埠頭用地 7 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(3) 内貿埠頭計画

利用状況の変化に対処するため、以下の公共埠頭を廃止する。

既設

水深 1 m 物揚場 1 バース 延長 90 m

埠頭用地 1 h a

1-2 弦打地区

(1) 外内貿埠頭計画

利用状況の変化に対処するため、以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m

埠頭用地 3 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

2 フェリー埠頭計画

2-1 朝日地区

フェリーの大型化に対処するため、フェリー埠頭を次のとおり計画する。

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 200 m

(うち、船首尾係船岸 30 m) (工事中)

埠頭用地 6 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 5 ha 既設、1 ha 工事中) [既設の変更計画]

既設

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 200 m

(うち、船首尾係船岸 30 m) (工事中)

埠頭用地 6 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 5 ha 既設、1 ha 工事中)

2-2 玉藻地区

離島フェリー輸送の需要及び利用状況の変化に対処するため、フェリー埠頭を次のとおり計画する。

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 180 m

(うち、船首尾係船岸 30 m) [既設の変更計画]

埠頭用地 2 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (既設)

既設

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 150 m

埠頭用地 2 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

また、以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 1 2 0 m

(うち、船首尾係船岸 2 0 m)

水深 4 . 5 m 岸壁 1 バース 延長 9 9 m

(うち、船首尾係船岸 1 9 m) (うち 7 6 m既設)

3 旅客船埠頭計画

3-1 玉藻地区

旅客船の大型化に対処し、また、港における賑わい空間を形成するため、既定計画どおりとする。

既定計画

水深10m 岸壁1バース 延長395m (うち310m既設)

埠頭用地 2ha (旅客施設用地) (うち2ha既設)

4 専用埠頭計画

4-1 朝日地区

立地企業の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深 6 m 岸壁 2 バース 延長 5 0 0 m [新規計画]

水深 6 m ドルフィン 1 バース [新規計画]

また、以下の専用埠頭を廃止する。

〔 既設
水深 4 . 5 m 岸壁 1 バース 延長 6 8 m 〕

5 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

5-1 航路

朝日地区 朝日西航路 水深14m 幅員270m [新規計画]

また、以下の既定計画を削除する。

既定計画
弦打地区 弦打航路 水深10m 幅員 150m

5-2 泊地

朝日地区

水深14m 面積 1ha [新規計画]

水深12m 面積 1ha [既設の変更計画]

水深7.5m [既設の変更計画]

既設
朝日地区
水深12m
水深7.5m

また、以下の既定計画を削除する。

既定計画
弦打地区 水深10m 面積 11ha
玉藻地区 水深4.5m 面積 1ha

5-3 航路・泊地

朝日地区

水深14m 面積38ha [新規計画]

水深12m 面積 2ha [既設の変更計画]

(既設
朝日地区
水深12m)

なお、これに伴い、既設の朝日地区外防波堤685mを撤去する。

6 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

6-1 防波堤

朝日地区 外防波堤 延長860m (うち160m既設)

[既設の変更計画]

(既設
朝日地区 外防波堤 延長845m)

7 小型船だまり計画

漁船、作業船等の利用及びプレジャーボート等の適正な収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

7-1 朝日地区

泊地 水深1.5m 面積2ha [既定計画]

物揚場 水深1.5m 延長350m [既定計画]

埠頭用地 1ha [既定計画]

7-2 西浜地区

泊地 水深3m (既設)

防波堤 延長276m (うち176m既設) [既設の変更計画]

小型栈橋 4基 (既設)

物揚場 水深3m 延長32m (既設)

7-3 弦打地区

泊地 水深2m 面積2ha [既定計画]

防波堤 延長240m [既定計画]

小型栈橋 3基 [既定計画]

埠頭用地 1ha [既定計画]

7-4 香西地区

泊地 水深2～4m 面積1ha [既定計画]

物揚場 水深4m 延長150m [既定計画]

物揚場 水深2m 延長78m (既設)

埠頭用地 1ha [既定計画]

7-5 生島地区

泊地 水深3m 面積4ha [新規計画]

生島(Ⅲ)航路 水深3m 幅員30m [新規計画]

防波堤 延長510m [新規計画]

小型栈橋 6基 [新規計画]

埠頭用地 1ha [新規計画]

生島(I・Ⅱ)航路 水深3m 幅員30m [既定計画の変更計画]

また、以下の既定計画を削除する。

(既定計画
防波堤20mを撤去する。)

8 マリーナ計画

8-1 生島地区

社会情勢の変化に対応するため、以下のマリーナ計画を削除する。

既定計画

泊地 水深 3 m 面積 4 h a

航路 水深 3 m 幅員 3 0 m

防波堤 延長 5 1 0 m

小型栈橋 6 基

船揚場 延長 1 5 m

交流厚生用地 2 h a

9 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

9-1 道路

弦打地区

臨港道路弦打4号線

起点 弦打地区緑地 終点 臨港道路弦打2号線 2車線

[既定計画]

また、以下の既定計画を削除する。

弦打地区

臨港道路弦打3号線

起点 弦打地区公共埠頭 終点 臨港道路弦打2号線 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

- (1) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂等合計約 200 万 m³ を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分・活用用地を計画する。

弦打地区 海面処分・活用用地 24 ha [既定計画]

なお、廃棄物処理の終了した用地については、港湾関連用地 6 ha、工業用地 16 ha、緑地 2 ha、交通機能用地 1 ha として土地利用を図る。

[既定計画の変更計画]

既定計画

弦打地区 廃棄物処理・活用用地 24 ha

なお、廃棄物は、土地造成の埋立用材として有効活用を図り、廃棄物処理の終了した用地については、ふ頭用地 3 ha、港湾関連用地 3 ha、工業用地（都市再開発用）15 ha、緑地 2 ha、交通機能用地 1 ha として土地利用を図る。

2 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の形成や魅力ある親水空間の創出を図るため、既定計画どおりとする。

既定計画

朝日地区 緑地 6 h a (うち2 h a 既設、2 h a 工事中)

玉藻地区 緑地 5 h a (うち4 h a 既設、1 h a 工事中)

弦打地区 緑地 2 h a

香西地区 緑地 13 h a (うち12 h a 既設)

なお、これに伴い、水深1 m物揚場142 mは廃止する。

生島地区 海浜 延長500 m

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	合計
屋島地区									
朝日地区	(2) 2								(2) 2
玉藻地区	(1) 1								(1) 1
西浜地区									
弦打地区	(1) 1	(6) 6		(16) 16		(1) 1		(2) 2	(24) 24
香西地区	(1) 1							(1) 1	(1) 1
神在地区									
生島地区									
合計	(3) 3	(6) 6		(16) 16		(1) 1		(3) 3	(27) 27

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	合計
屋島地区	(1) 1								(1) 1
朝日地区	(34) 34	(65) 65		(71) 71		(16) 16	(13) 13	(6) 6	(204) 204
玉藻地区	(6) 6	(2) 2	(5) 5			(1) 2		(5) 5	(19) 28
西浜地区			(2) 2						(2) 2
弦打地区	(1) 1	(6) 6		(29) 29		(2) 2		(2) 2	(39) 41
香西地区	(6) 6			(30) 30		(3) 3		(13) 13	(51) 69
神在地区	(1) 1					(1) 1			(1) 1
生島地区	(1) 1								(1) 1
合計	(48) 48	(73) 73	(7) 7	(129) 129		(22) 23	(13) 13	(26) 26	(317) 346

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規で計画している施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

朝日地区

朝日西航路 水深14m 幅員270m [新規計画]

泊地 水深14m 面積1ha [新規計画]

泊地 水深12m 面積 1ha [既設の変更計画]

航路・泊地 水深14m 面積38ha [新規計画]

航路・泊地 水深12m 面積 2ha [既設の変更計画]

岸壁1バース 水深14m 延長330m [新規計画]

岸壁1バース 水深12m 延長270m [既設の変更計画]

岸壁1バース 水深10m 延長200m [既設の変更計画]

岸壁1バース 水深7.5m 延長200m

(うち、船首尾係船岸30m) (工事中) [既設の変更計画]

外防波堤 延長860m [既設の変更計画]

臨港道路F地区22号線 (既設)

起点 朝日地区緑地 終点 臨港道路F地区7号線 4車線

臨港道路F地区7号線 (既設)

起点 朝日地区公共ふ頭 終点 臨港道路朝日町本線 4車線

臨港道路朝日町本線 (既設)

起点 臨港道路F地区7号線

終点 市道高松海岸線 4車線

臨港道路F地区2 1号線（既設）

起点 臨港道路F地区7号線

終点 臨港道路F地区2号線 4車線

臨港道路F地区2号線（既設）

起点 臨港道路F地区2 1号線

終点 臨港道路B地区1～8号線 4車線

臨港道路B地区1～8号線（既設）

起点 県道高松東港線

終点 臨港道路F地区2号線 4車線

臨港道路C地区1 4号線（既設）

起点 臨港道路G地区1号線

終点 県道高松東港線 4車線

2 大規模地震対策施設計画

(1) 緊急物資等輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、大規模地震等の発生時において、緊急物資等の輸送機能を維持するために必要な施設を次のとおり計画する。

朝日地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 270 m [既設の変更計画]

緑地 2 ha (工事中)

道路

臨港道路 F 地区 22 号線 (既設)

起点 朝日地区緑地

終点 臨港道路 F 地区 7 号線 4 車線

臨港道路 F 地区 7 号線 (既設)

起点 朝日地区公共埠頭

終点 臨港道路朝日町本線 4 車線

臨港道路朝日町本線 (既設)

起点 臨港道路 F 地区 7 号線

終点 市道高松海岸線 4 車線

臨港道路 F 地区 21 号線 (既設)

起点 臨港道路 F 地区 7 号線

終点 臨港道路 F 地区 2 号線 4 車線

臨港道路 F 地区 2 号線 (既設)

起点 臨港道路 F 地区 21 号線

終点 臨港道路 B 地区 1～8 号線 4 車線

臨港道路 B 地区 1～8 号線 (既設)

起点 県道高松東港線

終点 臨港道路 F 地区 2 号線 4 車線

既設

朝日地区

水深12m 岸壁1バース 延長240m

(2) 緊急物資輸送及び幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、大規模地震等の発生時において、緊急物資輸送の拠点及び幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設を次のとおり計画する。

朝日地区

水深7.5m 岸壁1バース 延長200m

(うち、船首尾係船岸30m) (工事中)

道路

臨港道路C地区14号線 (既設)

起点 臨港道路G地区1号線

終点 県道高松東港線 4車線

(3) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、大規模地震等の発生時において、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設を次のとおり計画する。

朝日地区

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 330 m (コンテナ船用)

[新規計画]

道路

臨港道路 F 地区 22 号線 (既設)

起点 朝日地区緑地

終点 臨港道路 F 地区 7 号線 4 車線

臨港道路 F 地区 7 号線 (既設)

起点 朝日地区公共埠頭

終点 臨港道路朝日町本線 4 車線

臨港道路朝日町本線 (既設)

起点 臨港道路 F 地区 7 号線

終点 市道高松海岸線 4 車線

玉藻地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 180 m

(うち、船首尾係船岸 30 m) (フェリー用) [既設の変更計画]

水深 6 m 岸壁 1 バース 延長 150 m

(うち、船首尾係船岸 25 m) (フェリー用) [既設の変更計画]

道路

臨港道路玉藻 1 号線 (既設)

起点 浜ノ町 1-284

終点 玉藻町 63-1 4 車線

3 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

フェリー、作業船及び官公庁船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

朝日地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 110 m (物資補給岸壁)

[新規計画]

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 218 m (物資補給岸壁) (既設)

玉藻地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m (物資補給岸壁)

(既設)

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 112 m (物資補給岸壁)

(既設)

4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化

高松港におけるカーボンニュートラルポート形成に向け、次世代エネルギーの活用促進に向けた取組を推進するとともに、陸上電力供給による船舶のアイドリングストップ等、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化に向けた取組を推進する。

(2) 廃棄物処理への対応

廃棄物の処分用地を確保するため、朝日地区の2haの土地造成において、浚渫土砂等17万 m^3 の廃棄物の処理を計画する。(工事中)

また、弦打地区の24haの土地造成において、浚渫土砂等201万 m^3 の廃棄物の処理を計画する。[既定計画]